

国民年金

国民年金の届出

国民年金制度とは、全ての国民が共通の基礎年金を受けるもので、20歳以上60歳未満の国民全員に加入義務があります。

加入者は次のとおりです。

種別	加入する人	保険料
第一号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、学生、農林漁業、無職の人など	所得や年齢に関係なく一律です。
第二号被保険者	会社員(厚生年金)や公務員(共済組合)など	厚生年金や共済組合の掛け金の中から支払われます。
第三号被保険者	第二号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人	個別に負担する必要はありません。

●国民年金保険料の納付について

第一号被保険者は、毎月国民年金保険料を納入します。納付書は日本年金機構長野事務センターから郵送されます。また、保険料の前払いにより割り引きされる前納制度もありますのでご利用ください。

●保険料が納められないときは

第一号被保険者で納付が困難な場合、前年所得等が基準以下の方は、申請すれば納付が免除あるいは猶予される場合があります。

また、学生の方も前年の所得が基準以下の場合、申請すれば納付が免除される学生納付特例制度がありますのでご利用ください。

●将来受け取る年金を増やしたい場合は

①追納制度 過去10年以内の免除や猶予された期間の保険料を納付する事により減額となった年金額の差を埋めることができます。

②付加保険料 付加年金保険料は月額400円で国民年金保険料と一緒に納付していただき、納付月数により年金額を増額させることができます。

③任意加入制度 65歳までに加入すると年金額を満額あるいは増額させることができます。

65歳までに年金受給資格期間を満たしていない方は70歳まで加入できます。

●こんなときは届出を忘れずに

こんなとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金などに加入中の場合は必要ありません)	日本年金機構から送られた所得届、印鑑
60歳までに会社を退職したとき	年金手帳、退職日のわかるもの、印鑑
退職した人の配偶者(60歳まで)	年金手帳、退職日のわかるもの、印鑑

●年金の請求手続について

役場でできる場合と日本年金機構小諸年金事務所まで行っていただく場合があります。手続きに必要なものもその方によって異なるため、まずはお電話で、ねんきんダイヤルまたは小諸年金事務所へお問い合わせください。

年金
ダイヤル

年金のご相談は ☎0570-05-1165
【相談時間】月 曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:00～午後4:00

●日本年金機構小諸年金事務所
小諸市田町2-3-5 ☎0267-22-1080
●日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>